

起債に付いて

之記の通り起債するものとす

記

一 起債金額

一金七拾萬圓也

一 起債の目的

消防施設整備備費にあてるため

一 借入先

郵政省簡易保険局

一 借入利率

年八分以内

一 借入時期

昭和二十八年年度但し工事又は財政の都合により起債の全部を翌年度におりて繰返し借入することとがてき

一 償還方法

昭和二十九年年度より二年一括返済し、以後十年以内の毎年一回元利は返済均等償還により償還するものとする。但し町の財政が都合により繰上償還し又は繰還年限を短縮にせしむるは佐利債の借換之ることとがてき。町税その他一般の歳入

一 償還財源

昭和二十九年三月二十八日議決

日表出

三朝町長

取 出 権

日



昭和二十九年三月二十八日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康

